

商標登録出願から権利取得まで

※取得まで概ね4月～6ヶ月かかります

特許印紙代	12,000円
[3,400+(1区分)×8,600]	
弁理士手数料	36,000円
合計	48,000円
	(別途税)

出願

審査

拒絶理由通知

意見書・補正書
提出(3万円以内)

認められない場合

拒絶査定

登録査定

登録料の支払い

特許印紙代	28,200円
[(1区分)×28,200]	
手数料・報酬	33,000円
合計	61,200円
	(別途税)

登録納付

登録

権利の存続期間
10年ごとに更新

更新

特許出願から権利消滅まで

料金

出願時

手数料等18万～
印紙代 14000円

およそ20万～30万円

審査請求

・請求項3の場合
(請求項の数により異なります)

弁理士手数料 9,720円
特許印紙代 118,000円

中間手続

1回につき2万～5万円
(意見書・補正書等)

登録時

成功謝金
+
特許印紙代(1年～3年分)

およそ11万～15万

出願

※出願から1年6ヶ月後に出願公開されます

審査請求

3年以内

※出願ただけでは
審査されません！！

審査

拒絶理由通知

意見書・補正書
提出

認められない場合

拒絶査定

登録査定

登録納付

登録

権利の存続期間は
出願日から20年

特許権消滅

※登録時には第1～3年分の年金を
納付します。第4年から登録維持年金
を特許庁へ納付しなければなりません

実用新案登録から権利消滅まで

料金

- ・手数料 18万～28万円
- ・特許印紙代 出願14,000円
登録 7,200円
(請求項3の場合)
※請求項の数により異なります

出願

方式審査

補正指令

提出

不提出

出願却下
(不提出)

登録

権利の存続期間は
出願日から10年

実用新案権消滅

※維持年金について
第1～3年分は、登録時に納付します。
権利存続するためには
第4年分から登録維持年金
を特許庁へ納付しなければなりません。
最初の3年分はまとめて支払わなければ
なりません。第4年～第10年は1年分
ずつ納付することができます。

意匠登録出願から権利消滅まで

料金

出願時

印紙代	16,000円
手数料	56,000円
	<hr/>
	72,000円
	(税別)

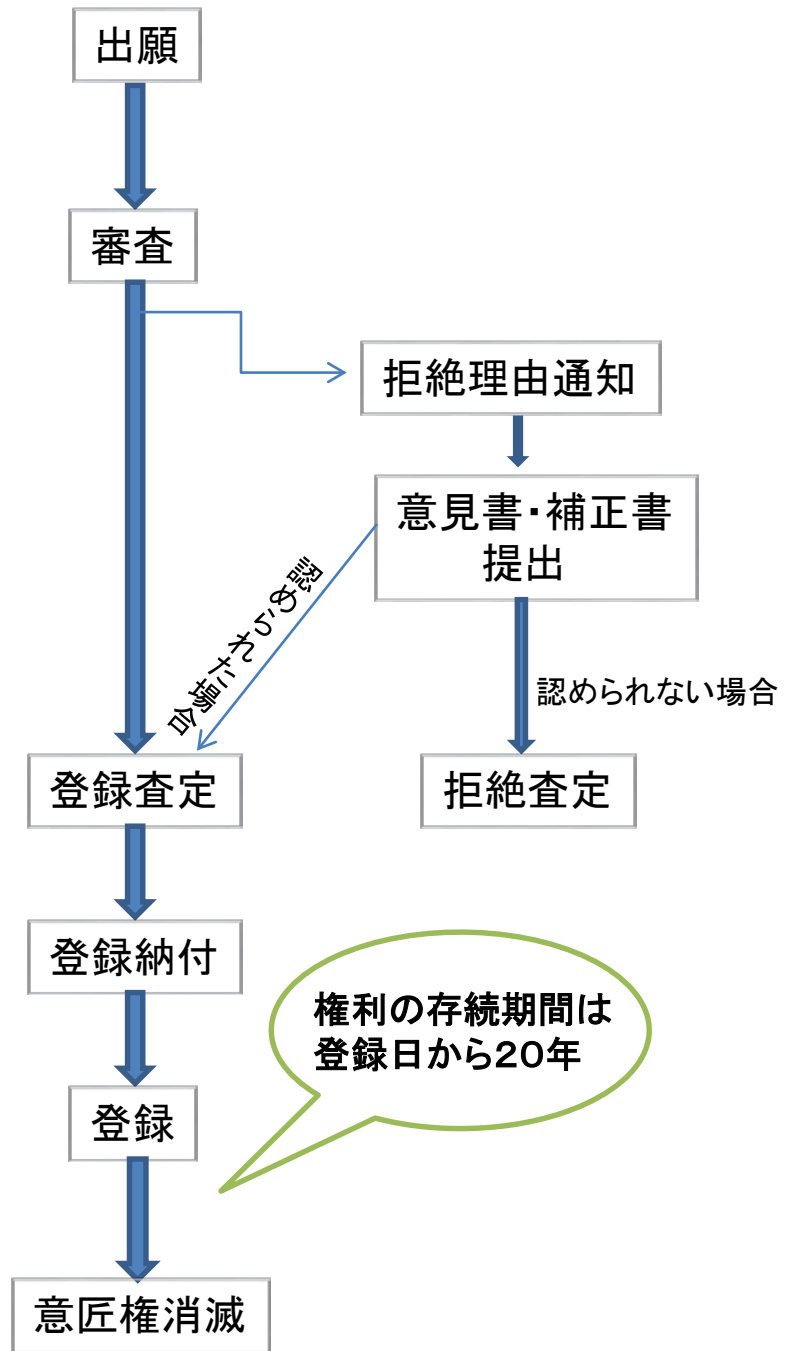
※図面・写真代は別途加算

中間手続

3万円以内
(意見書・補正書等)

登録時

印紙代	25,500円
成功謝金	49,000円
	<hr/>
	74,500円
	(税別)



※維持年金について
第1～3年は、登録時に納付します。
(ただし1年分ずつ納付可能)
権利存続するためには
第4年から登録維持年金
を特許庁へ納付しなければなりません